

2009年9月10日

日本貿易保険
理事長 今野秀洋様

国際環境 NGO FoE Japan

サハリン II 第二期工事への付保の検討に関する要請

「サハリン II 石油・天然ガス開発事業第二期工事（以下、「同事業」）」に対する貴法人の付保の検討に関して、以下の通り要請致します。

FoE Japan は、1998年より同事業の環境・社会面における負の影響に関し、その回避・最小化、緩和に取り組んで参りました。同事業の計画段階という非常に早期の段階より、多岐に渡る環境社会問題を事業実施主体に対して伝えてきました。その結果、対応策が取られた面もあり、その点につきましては高く評価致しますが、一方で対応策の遅れも目立ちました。つまり、事業は開発プロセス及びその方法論について環境社会配慮上の根本的な問題を抱えていたにも関わらず、工事は中断することなく進み、既に操業が開始されています。さらに、現在も未解決の問題が残っています。

従って、貴法人の同事業への付保につき、慎重な検討をして頂けるよう、お願い申し上げます。

1. 貴社の環境社会配慮ガイドラインへの違反

サハリンは多くの希少な野生生物が生息していることで知られています。例えば、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種にも指定されているニシコククジラ（生息数約130頭）や、日露渡り鳥条約指定種のオオワシ等の重要な生息地となっています。従って、本来は、着工前に自然環境や地元社会に対する負の影響を回避・最小化するための対策が有効に取られるべきでした。しかしながら、以下のように開発の各段階に応じた適切な対応が取られてきませんでした。また、未だに解決されていない問題もあります。

- 環境影響評価（EIA）が不十分であると指摘されていたにも関わらず、補遺版が完成したのは建設工事がすでに60%終了してからであったこと¹
- 補遺版の作成中も、工事が中断されることはなかったため、補遺版を作成した意義が薄くなったこと
- EIA及び補遺版の生態系に関する調査の目的が、個別種に対する評価に基づく影響緩和策であるため、「包括的な生態系保護」という概念が欠如していたこと。このため、特定の種に対する影響緩和策が、他種に対して取り返しのつかない悪影響

¹ 日本の野生生物専門家は「サハリン II 石油天然ガス開発環境影響評価（EIA）補遺版検証報告書」の中で、補遺版の不備を指摘している。（<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20060418.pdf>）

を及ぼす可能性について、考慮がなされているとは考えられないものとなったこと²

- 本来は建設前に策定されているべき「生物多様性行動計画(BAP:Biodiversity Action Plan)」は、本格操業を開始した現在も未だに策定されていないこと
- BAP の有効性及び実効性をいかに確保するかについては、現在まさに取り組みの過程にあり、その有効性及び実効性は、今後の関係者及び事業者次第であり、未知数であること
- 先住民族開発計画の制定は、操業の開始後、先住民族の抗議を機にようやく制定されたこと
- 河川に生息する魚類の十分なベースラインデータがない中で、陸上パイプラインの河川横断工事を実施したこと³

等

上記の事実は、貴法人の環境社会配慮ガイドラインの以下の項目に違反しています。

- プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。(対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 基本的事項)
- プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。(対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 社会的合意及び社会影響)
- 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。(対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 社会的合意及び社会影響)

2. 事業者自身の環境社会影響緩和策に対する遵守違反

同事業において、事業者自らが策定した環境社会影響緩和策を遵守していないという問

² ニシコククジラの採餌環境保全のためにパイプラインのルートを変更したことで、オオワシの重要な生息・繁殖地に対し、開発による影響と油流出事故によるリスクをもたらしたことなどが顕著な例として挙げられる。

³ 2008年6月11日付け国内外NGO17団体からJBICに宛てた書簡を参照。
(<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20080611JBIC%20letter.pdf>)

題もあります。例えば、事業者の「健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画（HSESAP）」には、植生回復はパイプラインの河川横断の直後に実施されるとあります⁴。しかしながら、陸上パイプラインの建設工事においては、長年に渡って、侵食防止や植生回復のための措置が不適切であることがサハリン現地の環境 NGO「サハリン環境ウォッチ」等から指摘されてきました。それにも関わらず、すでに操業開始後の今年 5 月下旬にも、サハリン環境ウォッチによる現場視察によって、パイプライン埋設現場の植生回復措置が実施されておらず、土壌浸食や地滑りが起きている様子が明らかになっています⁵。

また、本来は、着工前に実施されているべきであった生物多様性に対する影響の調査及び緩和策の策定は、工事がほぼ完了する段階で開始されました。事業者も、HSESAP において、2005 年末までに BAP を策定するとコミットしていましたが、BAP について議論する専門家会合である Biodiversity Group 会合は、操業を開始した現在に至るまで、2 回しか開かれておらず、BAP は未策定のままです。従って、Biodiversity Group 会合で十分に議論を尽くし、有効性・実効性のある計画と実施体制の一刻も早い構築が必要です。

3. 国際的な環境基準・政策への違反

同事業においては、過去、国内外の NGO、専門家、研究機関、公的金融機関、ロシア政府等により、公的金融機関の環境政策に関する違反が指摘されてきました。欧州復興開発銀行、英国の輸出信用保証局および米国輸出入銀行は融資の検討を行いながら、最終的に融資を行いませんでした。長年融資を行わなかった背景には、これらの機関の環境政策に対する事業者の違反があります⁷。

以上に挙げたように、同事業は、開発プロセス及びその方法論について環境社会配慮上の根本的な問題を抱えており、貴法人の環境社会配慮ガイドラインに即した環境審査を実施し、慎重な検討をして頂けるよう、お願い申し上げます。また、未解決の環境問題を鑑み、それらが解決されるまで付保に関する意思決定をするべきではないと考えます。

以上

国際環境 NGO FoE Japan

住所：〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8-1F

TEL：03-6907-7217

⁴ HSESAP(2007) PART 2:Table 2.5 Land Management Commitments 第 114 項“SEIC and its contractors (as appropriate) shall be responsible for ensuring successful revegetation of soils disturbed by project-related activities.”、第 118 項には、“Revegetation shall be undertaken as quickly as possible after completion of crossing.”とある。
(http://www.sakhalinenergy.com/en/documents/hsesap07_part2-5.pdf)

⁵ サハリン環境ウォッチのレポートは下記の URL を参照。
(<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/doc/20090610.html>)

⁶ HSESAP(2005) PART 2:TABLE 2.3 ONSHORE BIODIVERSITY COMMITMENTS 第 3 項 “Targets to be contained in project Biodiversity strategy and Action Plan (to be developed by end 2005).” とある。
(http://www.sakhalinenergy.com/en/documents/doc_lender_hse_2-3.pdf)

⁷ 例えば、2005 年 5 月に開催された EBRD 総会において、事業の政策違反に触れている。
(<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/mtg/20050521.html> を参照。)